

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成22年12月14日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	鈴 木 重 利 君
経済建設部次長 兼環境課長	加 藤 慎 君	会計管理者 兼出納室長	塚 本 邦 広 君
総務防災課長	神 谷 元 弘 君	監査委員事務局長	福 井 康 夫 君

5. 議事日程

(1) 議案上程・提案説明・請求代表者の意見陳述機会付与の決定

議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

本日緊急に会議を開催したところ、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。本日の会議は地方自治法第 74 条第3項に基づく市民からの直接請求に伴い、市長から条例改正案が議会に提出されたものであります。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

去る 12 月 10 日午後4時より委員会を開催し、本日の会議の開催及び議事運営について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第 72 号の追加提案がありました。この議案は、地方自治法第 74 条第1項の規定により条例改正の直接請求が出され、同条第3項の規定により意見を付して提出されたものであります。したがって、本日は休会日ではありますが、会議を開催することとし、本日の日程に組み入れることとしたし

ました。

議案第 72 号につきましては、提案説明を行った後に、請求代表者の意見陳述の機会について決定することとし、12 月 17 日に、本会議場において請求代表者2名以内で、1名につき 15 分以内の意見陳述を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案上程・提案説明・請求代表者の意見陳述機会付与の決定に入ります。

議案第 72 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明及び本案に対する意見について説明を求めます。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この議案は、平成 22 年 12 月 10 日、地方自治法第 74 条第1項の規定により、豊明市議会の議員の定数を定める条例の改正請求がありましたので、同条第3項の規定により意見を添えて請求のあった条例改正案を議会に付議するものであります。

請求のあった条例改正案は、豊明市議会の議員の定数を、現在の 22 名から4名減じて、18 名に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日以後最初の市議会議員一般選挙から施行するものであります。

また、この条例改正請求に対する意見は意見書のとおりでございますので、慎重審議の上、ご判断を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、説明を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

理事者の説明は終わりました。

次に、請求代表者の意見陳述機会付与の決定に入ります。

地方自治法第 74 条第4項により、議会は直接請求代表者に意見を述べる機会を与えな

ければならないと規定されております。

また、同法施行令第 98 条の 2 第 2 項により、請求代表者が複数あるときは、議会は意見を述べる機会を与える代表者の数を定めるものと規定されております。

お諮りいたします。本件に関する地方自治法第 74 条第 4 項の規定に基づく意見陳述については、お手元に配付いたしました「条例の一部改正請求代表者の意見を述べる機会の付与について」に記載のとおり、請求代表者による意見陳述を 12 月 17 日午前 10 時から議場において行うこととし、意見陳述を行う請求代表者の数を 2 名以内とし、意見陳述の時間は 1 名につき 15 分以内とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.7 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数と認めます。よって、請求代表者による意見陳述を 12 月 17 日午前 10 時から議場において行うこととし、意見陳述を行う請求代表者の数を 2 名以内とし、意見陳述の時間は 1 名につき 15 分以内とすることに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日以降の会議日程は 12 月 7 日に議決いたしましたとおりとし、12 月 17 日午前 10 時より本会議を開催し、請求代表者の意見陳述、議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時8分散会